

令和4年度 第1回 浜松市発達障害者支援地域協議会

議事録（抄録）

| | | | |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 日時 | 令和4年8月10日(木)午後7時から午後9時 | 場所 | 浜松市役所 北館101会議室 及びオンライン |
| 出席者 (30名) | 委員 (13名) | 大場義貴委員、土屋賢治委員、平野浩一委員、岩城貴美枝委員、藤田梓委員、松本知子委員、小出隆司委員、浅井陽子委員、鈴木厚志委員、鈴木里江子委員、高橋定裕委員、内山敏委員、大村美智代委員 | |
| | 事務局 (17名) | こども家庭部長：吉積慶太、こども家庭部次長兼次世代育成課長：野田志保、子育て支援課長：小山東男、幼児教育・保育課長：松下直樹 幼児教育・保育課幼児教育指導担当課長：井川宜彦、児童相談所長：鈴木勝、健康福祉部障害保健福祉課長：久保田尚宏、精神保健福祉センター所長：二宮貴至、健康増進課長：平野由利子 産業部産業振興課雇用・労政担当課長：田中言彦、学校教育部教育総務課 学校・地域連携担当課長：齋藤美苗、学校教育部指導課 発達支援グループ長：櫻井利幸、浜松市発達相談支援センター「ルピロ」：鈴木祐介、子育て支援課長補佐：鈴木麻子、子育て支援課グループ長：宮木典子 他2名 | |
| 配布物 | 次第、第1回浜松市発達障害者支援地域協議会資料、はますくノート（事前送付） | | |

次第1. 開会

○事務局

資料確認（次第、発達障害者支援地域協議会資料（水色冊子）、はますくノートの3点。
本日は専門委員13名中13名出席。浜松市発達障害者支援地域協議会設置要綱第5条第2項に基づき、委員の半数以上の出席により会議は成立していることを報告。

次第2. 委員の紹介

○事務局

今年度委員に就任された委員をご紹介します。

○委員

今年度より浜松に赴任した。ハローワーク浜松の有効求人倍率は、6月現在1.11倍と厳しい状況。ハローワーク浜松全体での障害の有効登録者は2,446名、うち発達のみで登録されている方は29名である。ハローワーク浜松には発達障害者の雇用トータルサポーターがおり、4月から6月の相談件数は95件となっている。

今年1年よろしくお願いします。

○事務局

他委員については、冊子資料内の名簿でご紹介に代える。

次第3. 挨拶

○事務局

今年度、教育委員会から異動し当職を拝命した。委員の皆さまにはオンラインでの会議開催にご協力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染の拡大について、市内の感染者数も 1,700 人を超え、市内の幼稚園・保育園でも園児・職員ともに多数感染が報告されている。委員のみなさまも各所属におかれては、感染症対策をしながらの運営にご苦労されていることと推察する。

本日、浜松市長からも市民の皆様に向けて感染予防対策やワクチン接種への協力をお願いするメッセージを発信した。

本日の協議会の協議内容として、関係各課の昨年度の取り組みについての報告と委員の皆さまによる協議としている。発達に障害を抱える方々をどう支援していくか、行政と各分野の委員が、連携について協議する貴重な場であるため、専門的見地よりご意見いただき、活発な協議をお願いしたい。

次第4. 委員長等選出

(進行：委員長へ)

次第5. 議事

(1) 各課の取組状況について

○事務局

令和3年度各課の取り組み状況と発達相談支援センター「ルピロ」の事業実績については、冊子資料の記載内容により事務局からの説明にかえさせていただく。

資料の修正について、冊子資料8ページ No.11、施設卒業後の支援の子育て支援課の項目で、令和3年度の実績として、集団支援退所前児童（延）154人と記載しているが、24人に訂正をお願いしたい。

前回までの協議会で委員よりご意見をいただいた部分については資料内で青字で記載しており、そのうち5点について各所管課より補足説明を行う。

冊子資料7ページ<2>つながりある支援 No.1「はますくファイルの活用」についての現状を報告する。

令和3年度に本協議会の部会でご意見いただいた内容を反映させ、令和4年4月に新しく「はますくノート」を発行した。4月以降、母子健康手帳交付の手続きをされた方と、転入の方に対してはますくノートを配付している。

保護者への周知として、子育て情報サイト「ぴっぴ」とはままつ子育てガイドへ掲載した。

関係機関への周知として、市内25ヶ所の子育て支援ひろばスタッフや市内11ヶ所の発達

支援広場スタッフに対し、連絡会で「はますくノート」への変更と活用方法について説明を行った。

今後、小児科医会の医師に対しても変更内容のご明と活用方法の調整を行っていく。

○事務局

冊子資料 13 ページ、<4>環境整備 No. 6「放課後児童会発達障がい児の受入」について、課題・今後の取組として、在籍児童の個々の障害特性に可能な範囲で対応できるよう、発達相談支援センター、障がい者相談支援センター等の専門機関と日頃から相談したり協力を得たりという連携を行い、受け入れ体制の整備に努める。

○事務局

冊子資料 14 ページ、<4>環境整備 No. 10「通信制高校、サポート校の現状把握」について、各校の就学状況や授業内容については、各中学校で把握している。小出副委員長が関わる進路の手引き「道」の小冊子を参考にさせていただいたり、教育総合支援センターで保護者向けに作成している冊子を活用したりしながら進路指導を進めている。

○事務局

冊子資料 15 ページ<4>環境整備 No. 13「診療の場の確保」について、初診までの待機期間は、令和4年3月末現在、友愛のさと診療所は約9ヶ月、子どものこころの診療所は約4ヶ月という状況である。現在の体制では待機の短縮が難しく、診療体制の在り方について検討している。前回の部会で協議いただいた医師・コメディカルの拡充について、浜松市社会福祉事業団と調整を図りながら準備している。

○事務局

冊子資料 5 ページ<1>早期発見・早期療育 No. 1「1歳6か月児健康診査の充実」について、保健師の資質向上のため、状況に応じて研修形態を検討し行っている。

座学では、子どもの遊びや感覚統合と、言葉の2点について研修を計画している。実践では、ルピロの園訪問に同行し、その支援について学ぶもの、また、発達支援広場に2年目までの保健師が3ヶ月程度毎週参加し、初回参加からの児の変化の経過を見て学ぶものの2種類の研修を計画している。

○事務局

冊子資料 6 ページ<1>早期発見・早期療育 No. 6「かかりつけ医の協力」について、現在10月末まで動画配信によるオンラインセミナー公開を行っている。

今年度も国立精神神経医療研究センターの研修を講師に受講していただき、同様にオンラインセミナーとして講習を行っていく予定。

現在は新型コロナウイルス感染拡大の第7波により、地域の小児科開業医もたいへんな状況であるが、今後、児童発達支援受給者証への記入や落ち着いているケースの継続診療など地域の小児科開業医に依頼していきたい点を情報提供するよう検討していきたい。

○事務局

短時間就労についての本市の取り組みとして、障害者就労支援センター「ふらっと」にて障害のある方の就労支援・相談を受けているが、週 20 時間未満の就労を希望する方に対し、ハローワークの求人情報や求人情報誌を基に短時間就労の求人を探すことから支援を行っている。また、条件が合わない場合には、支援員が企業にお話しすることもある。「ふらっと」だけではなく、サポステ浜松でも週 20 時間未満の短時間就労の実績がある。

(2) 協議、質疑

○副委員長

「はますくファイルの活用」において、セグメント配信をしたとのことだが、どのような分類になるか。

○事務局

ぴっぴのサイトが4月にリニューアルし、LINE を通じたプッシュ通知ができるようになった。LINE に登録した方に定期的に年代に応じた子育て情報を配信できるため、登録を随時勧めていきたい。

○委員

精神保健福祉センターのひきこもり相談支援について伺いたい。臨床をしていると不登校の児の家族で、中学卒業後を心配されている方が多い。卒業時に精神保健福祉センターの相談窓口を紹介されたり、中学校と連携したりということがあるか。

○事務局

精神保健福祉センターとしては、教育委員会の指導課や教育総合支援センターと自殺対策事業としてスクールカウンセラーに対していろいろな研修を行っており、その中で困っているケースの情報が入ることがある。

10 代のひきこもり家族教室では、あまりひきこもりの定義を限定せずに対象者を集めており、オーバーラップしながら連携良くできるよう多方面に声掛けしている。

自殺対策事業の中でスクールカウンセラーが学校ごとに希望のテーマで研修を行うという事業もあるが、テーマの一つに不登校があり、昨年度から小学校にも出向くようになった。徐々に回数も増え、研修の中で精神保健福祉センターも紹介させていただき連携がうまくいくよう活動している。

○委員

ぜひ力になれば、と思っている。孤立している家族が多いのでそのような事業に参加して苦労が分かち合えたり成功体験の共有などができるとよいと思う。外来診療の場では親の会などがあるわけではないので難しいが、そういう場があるとありがたい。

○委員

提案が三点ある。

一点目、冊子資料 12 ページ No. 1「療育の場の拡充」、13 ページ No. 9「発達支援学級在籍児の放課後サービスの充実」について、児童発達支援と放課後等デイサービス事業について、質と量の二手に分かれる課題が存在すると思う。

必要な時期に必要な支援が受けられない親子がいると聞く。実際にどの程度の定員数に対しどの程度の利用者がいるのか、数値的な根拠を明らかにした上でこの場で協議していきたいと考えている。

二点目、13 ページ No. 6「放課後児童会発達障がい児の受入」について、年間どの程度専門機関との連携を行ったのかという根拠がなければ、放課後児童会と発達障害児の問題がどの程度大きいのかということが見えないため、数値的な根拠を提示してほしい。

三点目、事務局より短時間労働について説明があったが、今年 6 月半ばに厚生労働省で労働政策審議会の障害者雇用の分科会が行われ、今後の障害者雇用施策の充実強化について、20 時間未満の障害者の労働について特例的に障害者雇用率に算定していくべきという意見が出ている。浜松市ではどう体制を組んでいけばいいか、という段階であるため、まずはこの会議の分科会を開き協議することを提案したい。

○事務局

就労の分野についての分科会開催の提案は以前の本協議会でもあったため、産業振興課と障害保健福祉課と今後開催について検討してまいりたい。

○委員

自分も分科会開催を希望する。

産業振興課の報告の「ふらっと」の実績中にあった発達障害という分野に限っての特徴的なものや数字の傾向が何か表れているか伺いたい。

○事務局

「ふらっと」では、令和 3 年度の就労支援相談を 1,454 件受けており、そのうち発達障害のある方は 517 件であった。また、定着支援の相談は 2,748 件で、そのうち発達障害のある方は 835 件であった。

就労件数は 35 件あり、うち発達障害の方は 8 件、そのほか知的障害の方が 16 件、精神障害の方が 9 件、その他 2 件であった。うち週 20 時間未満就労の短時間労働の方は 4 件であった。この 4 件についての障害別区分はわからない。

○委員

発達障害者の特徴的な傾向が表れてくると働く時間やプログラムの作り方などの参考になるのではないかと思い質問した。

短時間労働は重要なポイントであるが、スタートの部分が数字で見えてくるといいと考えている。ハローワークの鈴木里江子委員が発達障害者の相談件数は 29 件であったと発言

されたが、「ふらっと」の活動件数は一致するということか。

○委員

29人というのは、発達障害としてハローワークに現在登録されている人数である。

○委員

ハローワークより提示された登録者29人という数字について、産業振興課で把握している「ふらっと」の実績と比較し妥当な数字か。

○事務局

特に違和感はない。市内には複数の就労支援機関があり、ご本人の希望で自分に合うところを選択できる状況である。

○委員

承知した。

○副委員長

冊子資料14ページ、<4>環境整備「学齢期」の項目において、自分の把握している昨年度末の中学校発達支援学級卒業生は191名で、うち33%にあたる63名が通信制あるいは高校に進学している。そのうち多くの方は中学校までは自閉・情緒学級で、それが発達支援学級の支援対象者に入っているが、特別支援学校の支援対象者である5障害には自閉・情緒が入っていないということで特別支援学校の高等部に進学できない児も相当数含まれている。

資料に記載されている教育委員会で調査した結果として、発達支援学級卒業児が通信制高校に進路をとった場合、適した教育指導がその環境においてされているか、見解を伺いたい。

○事務局

ご指摘のとおり、発達支援学級の卒業生の中には、知的でも情緒でも多くが通信制高校を目指す傾向が最近見られる。通信制高校卒業後の進路や高校入学後、中退したなど個別の進路は個人情報ということもあり把握できていない状況。進路指導を進める中で進路指導担当者向けのQ&Aを作成した。その中でも将来の就職・その後の生活まで見据えた進路指導をすることを中心に進めている。

高校卒業の資格が欲しくて高校に進学したがその後の就職が難しいという事例は多い。手をつなぐ育成会で作成している進路指導の手引きでは具体的にどんなところでどんな力が必要なのかを示してくれているため、特に中学校の進路指導担当者にとって力になっている。

○副委員長

当育成会の進路の手引きは、以前は教育委員会で作成していたものがなくなったので、保護者への情報提供のために作成している。内容として進路指導だけではなく、発達支援学級卒業後に特別支援教育を受けられない児が通信制高校等でどのような教育を受けているかということも含んでいる。

中学校までは発達支援学級に在籍していたということで通常級とは違う教科指導もされているため、連続性がない。その部分を教育委員会としてどう考えるか。

また、通信制高校卒業後、成人するが、その後の進路まで見通して中学校までの進路指導を行っているのか、ということを検討して本協議会へ詳細に報告してほしい。

○委員

三点うかがいたい。

一点目、「はますくファイル」が「はますくノート」になり、保護者に活用してもらえることを期待している。以前のファイルに載っていた「このように困った時どうするか」という情報がノートには載っていないと思うので、別の手段で情報提供していく方法を検討してほしい。はますく Q&A を含め、今後いろいろな場面でノートの活用を進めていくことになりかと思うが、使い方についてももう少し丁寧にガイドラインのように情報提供や共有することを要望したい。ファイルが多方面で評価されていた部分が失われてしまうことを危惧している。

二点目、療育の充実で児童発達支援の施設等が増えているが、通所している児に対してまだ支援が必要であるにも関わらず、支援が継続されているかということの検証や、支援内容の質をどう担保していくか、大人になって地域で生活していけるようどう支援をつなげていくかの流れなど、保護者が安心して子育てできるよう整理する分科会を設置するようならその点もお願いしたい。

三点目、以前の本協議会では、支援のルートに乗る児と、なかなか乗りにくい児との両方について考える、ということがあった。冊子資料の 19 ページ発達障害者支援に関する事業の実績報告の中で、通常学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒数が、小学生 5.8%、中学生 4.0%という事実がある。環境等の影響を受けやすいが、支援につながっていないその児たちをどうサポートしていくか、本協議会で検討して事務局各課でどのように取り組んでいくかということをやうかがいたい。

○事務局

はますくノートについては、記録を中心の媒体としているため、情報提供は子育て情報サイトへ誘導している。児の成長に応じて発達の状況の配信を受けられるよう、児の生年月日を含めて LINE への登録の勧めなど、活用方法を PR していきたい。

二点目、三点目のご意見については複数の課との連携が必要な議題となるため、ご提案・ご意見として受け止め、整理して検討してまいりたい。

○委員

中学校卒業に当たっての進路指導について二点発言したい。

一点目、指導課の説明では Q&A を使って進路指導を行っているとのことだったが、指導内容は発達支援学級により異なる、と保護者より聞いている。教育委員会で配布する「公立高校を目指すあなたへ」という冊子の中で「特別支援学級からも公立高校に出願できる」

ことと、「受験の際、障害への配慮をしてもらえるか」という問いに対し「受験する際に障害への配慮を希望する場合は志願する高校へ中学校から相談してください」等明記されるようになった。

特別支援学校高等部に入れない児が対象となると思うので、浜松市としてそのような情報を進路で悩んでいる保護者や児に対し中学校の先生が Q&A として情報提供できるようにしてほしい。

二点目、不登校・ニート、ひきこもりの合同相談会について、今後も市として県教委と連携して相談会への参加を呼びかけると思うので情報提供と提案をしたい。

実際に自分も合同相談会に参加したことがあるが、通信制や定時制高校のブースがあるが、保護者としてはどこからどう相談していいのかわかりしていないまま参加するのでどこに行ってもいいのかわからない。ブースの案内をしている人も進路の相談の前に悩みの相談の振り分けで終わってしまうので、入口に相談内容等を振り分けるコンシェルジュを配置し案内してもらえればより良い相談会になるのではないかと。

参加保護者もブースを開設している学校関係者からも県教委に伝えているが改善されていない状況。

本日画面共有として岡山市で行っている相談会の資料を提供した。当日は進路相談の窓口を開設し、進路について検討中や悩んでいる方は県青少年総合相談センターの進路相談員が相談に応じ、不登校や発達障害があり進路に悩む方は特別支援教育課の担当者が相談に応じ、先に振り分けを行ってからサポート校等学校別のブースに入るといった形をとっている。

浜松市だけからでもいいので、ぜひ試験的にこのようなコンシェルジュによる先の振り分けをしてからの相談会を提案したい。教育委員会の説明内容に「県と連携して」となっていたため、このような声をぜひ県教委に伝えてほしい。

○委員長

総合相談窓口のような形でないと、利用者側からはどこに相談してよいかわからない、という大事な指摘であったと思う。

特別支援学校に進学するつもりで手帳を取得していたが、学年が上がると療育手帳が B3 の判定となり特別支援学校へ進学できなくなるというケースがある。その場合中学の後半からでもその時点から通信など他の進路を考えなければならなくなる。学校によっては精神障害手帳を取得してそれにより就労につなげるということも手段としてはありではないかと考えているが、県を含め特別支援学校では難しいということか、と普段から感じている。

また、LD 児の高校入試の時の配慮の必要性を強く感じている。大学入試・共通試験では、読み書きの応援や試験時間などある程度配慮されているが高校入試においては公立私立問わず配慮についての情報がわかりにくく、困っている方が多い。

そのような内容をデータベース化して公開するなり、私立ならそこを宣伝して生徒を

集めるというような動きがあってもよいのではないかと感じるがいかがか。

○事務局

合同相談会について、青少年育成センターが主となり実施している。コンシェルジュ機能があるとより良いとのご提案をいただいた。昨年度は新型コロナ感染拡大の影響で開催できなかったが、一昨年開催した時は、スクールソーシャルワーカーの先生方に参加いただき、各校とつながりのある方が参加された時にはまずそこでお話をしてもらっている。すべての学校の方が参加されるわけではないため、パンフレットの配架だけの学校もある。また、入口でわかばの職員が内容について案内している。

今年度は中止にはせず、予約制で開催するよう予定しているので、予め相談内容を確認し、窓口をご案内できるようにしたい。

○委員

了解した。相談の第一部として集合して相談会の流れを説明し、その後各ブースへ分かれるという形もよいと思う。個々ではなく、不登校の児の高校への流れ、現状等を全体にお話ししていただくのも一つの案だと思うので検討してほしい。

○委員

冊子資料6ページNo.5「子育て支援ひろばの充実」で、ひろばでは会場によって発達支援AとBの2種類があるがあまり周知されていない。同じ加算事業でも例えば外国人支援ならば、どの会場にどの国の通訳がいるということはぴっぴに載っていると思うが、発達Aに関してどの会場にどの専門職がいるか、作業療法士なのか、臨床心理士なのか、というような情報が各ひろばの通信でしかわからないのでわかりやすく周知できるとよい。今年度ここみの会場で専用のチラシを作成し配布したら、利用者からの問い合わせや予約が増え、これまで周知不足だったことを反省している。保護者だけでなく、小児科や産婦人科など親子に関わる機関への周知も必要と考える。A3サイズのひろばの一覧もあるが、同様に小児科や産婦人科には配布されていないので、情報として提供できるとよいのではないかと。

二点目、発達障害や医療的ケアが必要な方などはひろば参加へのハードルが高いと思われる。令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業による「地域子育て支援拠点事業における障害児等支援に関する調査研究」が行われ、親子が気軽に相談できる場としての強みを活かして障害児支援に力を入れるとよい、という結果がでている。

子ども子育て交付金の中で特別支援対応加算をつけて創設していると思うが、それも利用し専門職をもっとひろばに配置できるようになるとよい、と現場として感じる。

三点目、土日にひろばを開催していると、平日は園に通っている発達障害のある児が参加することがあるが、保健師との連携の中では園で把握している、ということでひろばとは連携がとりづらいということがある。

働きながらひろばを利用する方も増えているが、園とひろばスタッフの連携はいまだ

不十分であり、発達障害のある児への支援充実のためにも今後さらなる相互理解が必要であると考えているため、子育て支援課に検討をお願いしたい。

○事務局

一点目の周知について、実際にはまだ関係機関等にいき渡っていない面もあるため、ご意見いただいた小児科や産婦人科、他関係機関へのチラシ配布、加算事業についてのわかりやすい周知の充実に努めてまいりたい。

二点目、発達支援の加算事業への専門職の配置について、市内すべての地域に人材がいるわけではないため、全体の状況を見ながら、充実の方法を検討してまいりたい。

三点目、所属する園との連携について、実際に入園すると親子への支援の主体が園ということになり、地域の支援が弱くなる面がある。園に対しても地域子育て支援拠点ということでひろばともっと連携していけるよう、所管課と共に検討してまいりたい。

○委員

一点目、合同相談会について、県の事業であり浜松市が乗り入れできる部分とできない部分はあると思うが、西部地区はほとんどが浜松で開催されるので、第一部または別会場として相談会を開催し、せつかく足を運んでくださる保護者に対しその機会を大切に次に進めるような工夫が必要と感じた。

二点目、事務局からの、初診の待機期間が長くなっているとの説明について、待機されている方はずっと待っているだけなのか、それとも基幹相談や委託相談のようなスタッフが一時的に相談を受けているのか、ということを確認したい。

三点目、事務局より、企業からの相談が増加しているとのことだが、それは「ふらっと」において、ということでしょうか。企業からの相談内容と、それに対し「ふらっと」または産業振興課からどのようにアドバイスや方向性を示しているのか、具体的に伺いたい。

○事務局

初診待機については、友愛のさと診療所では、「相談支援事業所シグナル」が待機者への相談業務に入っていると把握している。相談予約の情報聞き取りの中で早期に受診が必要と判断された場合、なるべく早く診察できると聞いている。

○委員長

補足であるが、友愛のさと診療所の場合、シグナルが初診の受付をする際に情報を聞き取り、例えば児童発達支援サービスに早くつなげた方がよいと判断すれば、受診より先に調整を始める。ただし医療の評価の前につなげるケースは、初期療育につなげようとする場合や、家児相などと連携することもある。

先ほどの早期に受診につなげる、というケースは、児童相談所からの相談など、情報を聞く中で緊急性の高いものについて、特別に枠を割いて対応している。

待機期間について、発達障害の診療分として提示しているが、例えば初期からリハビリが必要な超低出生体重児などはまた別にもっと早く受診につながるよう工夫をしている。しかしそれをする事で一般の方の受診時期がさらに遅れるという悪循環もある。ソーシ

ヤルワークが先か、医療か、優先度を考えながら診察するよう心掛けてはいるが、聞き取った情報だけで完全に正確に判断することは難しく、待たせてしまったことを反省するケースもある。

○事務局

企業からの相談は「ふらっと」に対して増加しており、内容としては定着支援に関することで、企業側がどう対応したらよいか、という質問が主である。これに対し、産業振興課の職員が対応するのではなく、「ふらっと」の専門的知識を持ったスタッフが、市の委託事業として対応している。

○委員

定着支援の助言を求める相談が増加しているということか。従業員に発達障害傾向があり、リカバーや特性に応じたフォロー方法など、企業に対して情報提供したり、研修の機会を持ったりということが増えてはいないのか。

○事務局

企業からどのような対応をすればよいかという助言を求められ対応している。

○委員

了解した。超短時間労働と程度は異なるが企業・産業も含め、扱えるようになっていけば企業側としてもメリットがあるし、皆さんが努力していることを伝えて win-win の関係になっていける可能性がある。以前より、高校・青年期以降の支援・取り組みの方向性がみえなかったので、このような点を聞き取りしたり評価していく必要があるのではないかと感じる。

○副委員長

次回への投げかけとなるが、冊子資料8ページ、No.8 教育総合支援センターから挙げられている「小1プロブレム」について、教育だけでなく就学前の場合、保護者への就労支援ということで保育所等があるが、就学後は学童保育（放課後児童会）がその役割を負う。

小学校では、学童保育（放課後児童会）を障害のある方も利用しているし、また近年放課後等デイサービスが作られ、保護者の就労支援的サービスとして利用されている。

この2つについて、制度の違いで手続きが大きく異なり、保護者が戸惑っている。教育面だけでなく、この年代の小1プロブレムの問題として、そちらへも視点を向けてほしい。

次第6.その他

○委員

発達障害と関係ない話だが、浜松市は政令市の中でも群を抜いて交通事故が多いが、市として減らすための取り組みはしているのか。子どもがらみということで伺っておきたい。

○事務局

子どもに特化した取り組みというのは今、確認できないが、車の所有率も政令市で一番高いということもあり事故も多いと推測される。子どもの命を守るという点でどんな取り組みができるか私共も確認すべきと考える。

交差点等の改良や、横断歩道の手前や交差点の一旦停止をカラー舗装にするという取り組みは行っている。

○委員

障害を持ち就労されている方たちは、健康診断を受けたくてもなかなか受けにくかったり受けにくい特性があったりするが、健康診断について障害のある方に特別な支援はされているか。

○事務局

基本的に企業に雇用されていれば、その企業で健康診断を受けたり、福祉サービス事業所の方でも健康診断を行っているかと把握している。歯科検診は口腔保健医療センターで行っている。

○委員長

権利として与えられていても、配慮まではされていないのが現状かと思う。

○委員

情報提供であるが、先日、静岡刑務所で、罪を犯した人たちの出所後の就労の話があったが、そのうち特に若年で軽犯罪で入った人たちの中に、障害のある人が結構いるということであった。さらにその中に発達障害の方も含まれ、支援に繋がっていないと再犯が多いという話だった。刑務所出所後の社会復帰についても課題を感じた。

○委員長

私の方から、少し関係ないが、情緒的な問題とか不登校、引きこもり、あるいは学習するために、経済困窮の問題が発達障害や情緒に関わるところでもう一つ問題として最近クローズアップされている。私に関わる一般社団法人で、経済困窮家庭へのフードパントリーを今年お手伝いした時に、1世帯あたり5千円として100世帯分の買い出しを、とりあえず後金で払うからやってくれと言われた。こちらも体力がなければできないが、後払いというのは現実的に他の人が続けていくには難しいのではないかと感じた。支援を行うにあたっては、手順とか書類が簡便でなければ、学習支援諸々もそうだが、支援者が続けにくくなってしまう。おそらく多くの支援者が抱えている問題で、行政としても感じている問題であると思いコメントした。

○副委員長

交通事故について、道路上の表示が浮き上がって見えるようなものを最近見て驚いた。私は、国土交通省でバリアフリーの検討委員になっており、その中でロービジョンの方あるいは

は精神障害の方々がそういう表示を見て間違いを起こすことがあるため、これは使わないほうがいいとガイドラインの検討会の中では言われている。浜松市ではそれが道路上に書かれている箇所もあるため、交通事故を減らすという観点では、障害のある方、ロービジョンの方等多方面への配慮が必要だと思われるため、バリアフリーについて取り組んでほしい。

次第 7. 閉会

○事務局

本協議会は、以上をもって閉会。今年度第2回の会議を令和5年1月から2月頃に予定している。協議の中で提案された部会や分科会については事務局で検討し、開催することになったら、各委員にまたお声掛けさせていただく。